

議 案 第 23 号 説 明 資 料

令和6年6月4日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町町税条例の一部を改正する条例)

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの令和6年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

2 改正内容

(1) 定額減税に係る個人町民税の普通徴収の特例に関する規定の整備

(附則第5条の3関係)

令和6年度税制改正により実施されることとなった個人町民税の定額減税に関連し、地方税法附則として「令和6年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例」が追加されました。

本町では、普通徴収の方法によって徴収する個人町民税の納期を地方税法ただし書の規定により、6月、8月、10月及び12月中と定めています。

今回の法改正による定額減税の実施に当たり、当該法附則につきまして読み替えが必要となるため、規定の整備を行いました。

(2) 用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置の延長に関する規定の整備

(附則第9条関係)

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税（土地）の税額計算に必要な前年度の課税標準額の算出方法については、「平均負担水準方式」を適用することとされていますが、周辺の土地に合わせた負担調整を行うことができる「みなし方式」を用いる経過措置が認められています。

本町では、平成11年度からこの経過措置を適用し、「みなし方式」を採用しています。

今回の法改正により、令和5年度までの経過措置が3年間延長されたことに伴い、これまでと同様に「みなし方式」を令和6年度から令和8年度まで引き続き適用するため、規定の整備を行いました。

(3) 施行日

令和6年4月1日から施行しました。

大磯町町税条例 新旧対照表

に

改正案	現行
目次 省略 第1章～第5章 省略 附 則 第1条～第5条の2 省略 <u>(令和6年度分の個人の町民税の普通徴収に関する特例)</u> 第5条の3 <u>令和6年度分の普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税における法附則第5条の9第1項の規定の適用については、同項中「第320条本文」とあるのは「第320条ただし書」と、「1月中」とあるのは「12月中」とする。</u> 第6条～第8条 省略 <u>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</u> 第9条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u> 第10条～第17条 省略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> 2 <u>改正後の附則第9条の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u>	目次 省略 第1章～第5章 省略 附 則 第1条～第5条の2 省略 第6条～第8条 省略 <u>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</u> 第9条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u> 第10条～第17条 省略